

所得税額から控除される特別控除額に関する明細書

(平成 年分)

氏名

所得税額超過額の計算						
本年税額控除可能額	①	(33のA)	円	所得税額から控除される特別控除額 (①と②のうち少ない金額)	③	円
本年の事業所得に係る所得税額	②			所得税額超過額 (①-③)	④	
所得税額超過構成額の明細						
措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	所得税額超過構成額	
				A	B	
第1号	前年繰越分	平成 年分	⑤	総額	円	円
			⑥	特別		
		平成 年分	⑦	総額		
			⑧	特別		
		平成 年分	⑨	総額		
			⑩	特別		
	計	⑪	総額			
		⑫	特別			
	本年分		⑬	総額		
			⑭	特別		
第2号	前年繰越分	平成 年分	⑮			
		平成 年分	⑯			
		平成 年分	⑰			
		計	⑱			
本年分		⑲				
第3号	本年分		⑳			
第4号	前年繰越分	平成 年分	㉑			
	本年分		㉒			
第5号	前年繰越分	平成 年分	㉓			
	本年分		㉔			
第6号	前年繰越分	平成 年分	㉕			
	本年分		㉖			
			㉗			
第7号	前年繰越分	平成 年分	㉘			
		平成 年分	㉙			
		計	㉚			
	本年分		㉛			
旧第8号	前年繰越分	平成 年分	㉜			
	本年分		㉝			
合計			㉞		(④の金額)	

所得税額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 6 に規定する所得税額から控除される特別控除額の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、事業を廃止した年分については受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

「第 1 号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。

「所得税額超過構成額 B」欄の各欄には、「所得税額超過額」の金額が控除可能期間（措法 10 条の 6 第 1 項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。

「旧第 8 号」の各欄は、平成 22 年改正前の租税特別措置法第 10 条の 6 に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に記載します。

「本年控除可能額 A」の各欄は次の金額を記載します。

「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

「試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」 欄の金額

21 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

22 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

23 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

24 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

25 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

26 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

27 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の 27 欄の金額

30 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

31 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

32 「情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

33 「情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の 欄の金額

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 6